

## R D 最終処分場問題対策委員会設置要綱

### (趣 旨)

第1条 (株)アール・ディエンジニアリング最終処分場における環境汚染問題および違法に埋められたドラム缶問題等について、対応策を調査検討するため「R D 最終処分場問題対策委員会」(以下「対策委員会」という。)を設置する。

### (所掌事務)

第2条 対策委員会は、前条に規定する趣旨を達成するため、次に掲げる事務を所掌するものとする。

- (1) 最終処分場における廃棄物および地下水等の調査に関すること
- (2) 環境汚染および違法埋立に係る課題の整理および評価に関すること
- (3) 生活環境の保全上の支障除去に係る効果的、合理的な対応策の検討に関すること
- (4) 監視体制等その他必要事項の調査検討に関すること

### (組 織)

第3条 対策委員会は、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に掲げる人数以内で知事が委嘱する委員をもって組織する。

- (1) 栗東市長が推薦する住民 6人
  - (2) 学識経験者 13人
  - (3) 栗東市長が推薦する市職員 1人
- 2 対策委員会に委員長および副委員長を置く。
  - 3 委員長は委員の互選により定める。
  - 4 副委員長は委員長が指名する。
  - 5 委員長は、対策委員会の事務を総括し、対策委員会を代表する。
  - 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。
  - 7 第1項の規定に関わらず、知事は必要に応じて、対策委員会にオブザーバーを置くことができる。

### (任 期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から平成20年3月31日までとする。  
2 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会 議)

第5条 対策委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。  
2 対策委員会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。  
3 委員長は、必要に応じて対策委員会の会議に委員以外の者の出席を求めることができる。  
4 対策委員会は、公開とする。

### (専門部会)

第6条 対策委員会に、「専門部会」(以下「部会」という。)を設置し、理工学的事項について専門的に検討する。  
2 部会員は、委員長が前項の専門的な知識を有する学識経験者の委員の中から指名する。  
3 部会に部会長および副部会長を置く。  
4 部会長は部会員の互選により定める。  
5 副部会長は部会長が指名する。  
6 部会長は、部会の事務を総括する。

- 7 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、または欠けたときは、その職務を代理する。
- 8 部会長は、必要に応じて部会の会議に部会員以外の者の出席を求めることができる。
- 9 部会は、公開とする。
- 10 部会長は検討結果を委員会に報告するものとする。

( 検討結果の報告 )

第 7 条 委員長は第 2 条に規定する所掌事務の検討結果を取りまとめ、知事に報告する。

( 事務局 )

第 8 条 対策委員会の事務局は、滋賀県琵琶湖環境部最終処分場特別対策室に置く。

( その他 )

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、対策委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成 1 8 年 1 2 月 1 2 日から施行する。
- 2 この要綱は、平成 2 0 年 3 月 3 1 日に限り、その効力を失う。